平成２４年（フ）第１２１号
愛知県豊川市一宮町錦137番地　ニューマウンテン305号
債務者　本庄谷みつか（旧姓平尾）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第７１２号
岡山市南区藤田724番地49
債務者　青木　一公
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０６号
岡山市中区関26番地５
債務者　國吉　和幸
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０７号
岡山市北区西辛川429―１―３、住民票上の住所岡山県玉野市明神町15番27号
債務者　禾本　雅俊
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１３号
岡山市北区三門東町２番８号
債務者　大工地未央
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１８号
岡山県倉敷市児島味野４丁目１番31号　サンビレッジ児島Ａ―101
債務者　堀田　卓雄
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９号
長野県佐久市岩村田602番地　ホワイトファミリーたちばな301、前住所長野県上田市保野292番地
債務者　保屋野春洋
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第３６号
栃木県小山市西城南１丁目17番地９　レオパレスクレセントＭＩ―106号、従前の住所栃木県小山市中央町２丁目11番13号
債務者　上野　好雄
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後３時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第５５号
栃木県小山市大字三拝川岸177番地16
債務者　石田　裕代
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１１０号
愛知県豊橋市三ノ輪町３丁目77番地、従前の住所愛知県豊橋市天伯町字竜ヶ丘55番地の１
債務者　吉海　征二
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１１４号
愛知県豊橋市神野新田町ロノ割160　アンフィールド107号、住民票上の住所愛知県豊橋市北島町字北島145番地１　Ｅ―202
債務者　加藤　和久
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１１９号
愛知県豊橋市三本木町字東上30番地の２
債務者　渡辺　育代
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第６８号
長崎県佐世保市皆瀬町22番地１　コーポラスかいぜ201号
債務者　白水　裕子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第７３５号
川崎市高津区久末462番地４　オセアン日吉台グリーンヒルズ510
債務者　野方　信男
成年後見人　野方　康信
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
川崎市川崎区東門前１丁目12番８号
債務者　齋藤　良二
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係